

大分県報

令和八年
十月一日
号外（六七）

（木曜日）

目次

告示

地方税共同機構に行わせる特定収納事務 一

○告示

大分県告示第三百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、次のとおり特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした。

令和八年十月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和八年十月一日

二 特定収納事務に係る歳入等

使用料、手数料、財産貸付収入、利子及び配当金、債権売払収入、物品売払収入、生産物売払収入、不動産売払収入、寄附金、延滞金、加算金、過料等、罰金及び科料等相当額、貸付金元利収入、受託事業収入、宝くじ収入、雑入、違約金及び延納利息、利子割精算金収入、入札保証金、公売保証金、契約保証金、担保金、入居敷金、住民税、所得税、雇用保険料並びにその性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でないものとして地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の二十第二項において準用する同条第一項に規定するもの以外のもので知事が必要と認めるもの

令和八年十月一日

大分県報号外（告示）